

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成23年6月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例中第20条第2項及び第4章並びに第31条第2項（京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会に関する部分に限る。）の規定の施行期日は、平成23年6月24日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）